

輸出物品販売場を経営する事業者の皆様へ

免税販売手続の電子化への 対応はお済みですか？

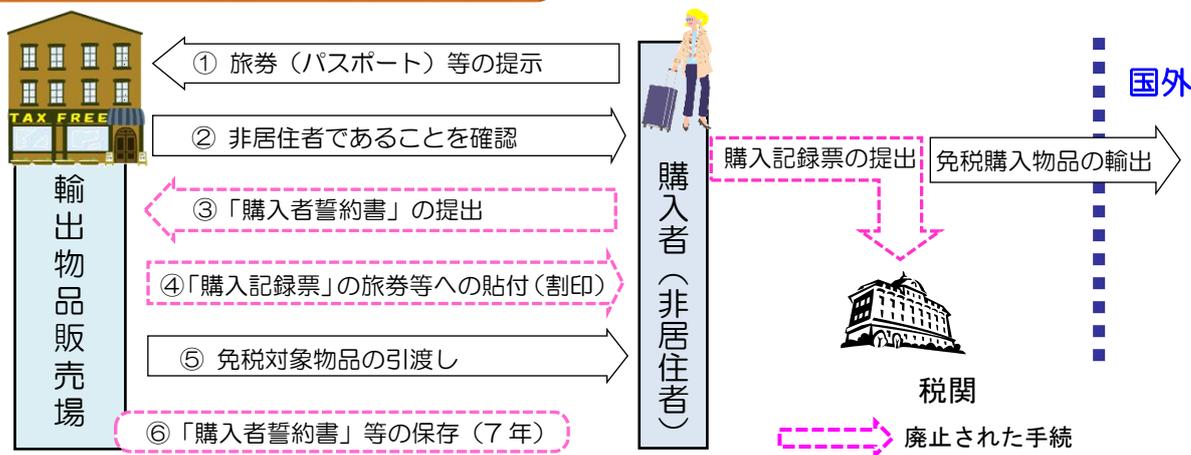
令和2年4月1日から輸出物品販売場における免税販売手続が電子化されました。
令和3年9月30日までは経過措置として従来の書面による免税販売手続も可能ですが、
令和3年10月1日以降も、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、免税販売手続の電子化に対応する必要があります。

1 免税販売手続の電子化の概要

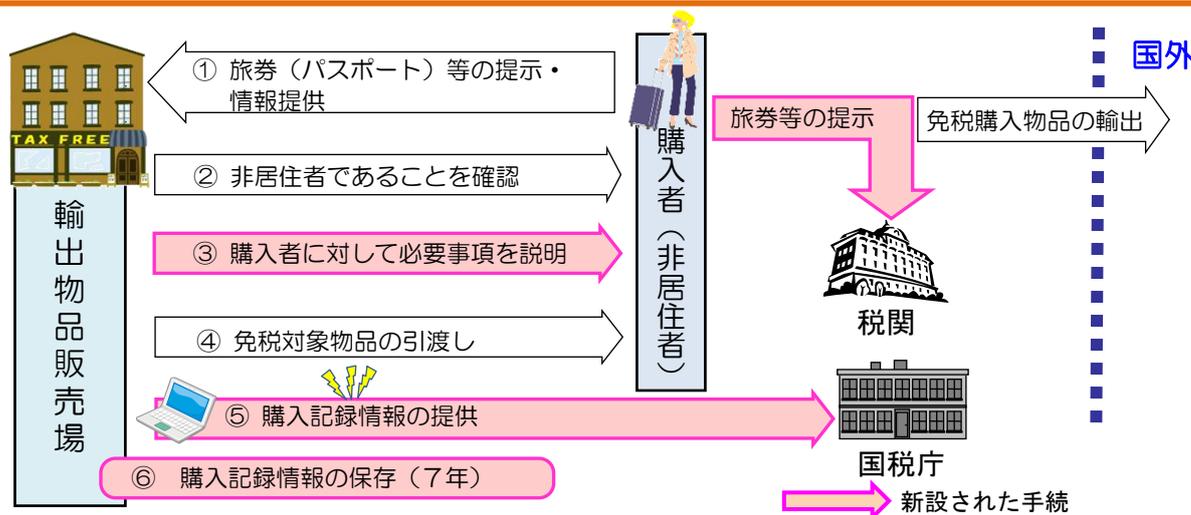
輸出物品販売場において、これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手続が廃止され、購入記録情報（購入者（非居住者）から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を、インターネット回線等により、国税庁へ電子的に送信することとされています。

改正前後の手続のイメージ

改正前



改正後



2 免税販売手続の電子化に関するQ & A

Q 1 免税販売手続の電子化に対応する必要がありますか？

令和3年10月1日以降、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、免税販売手続の電子化に対応する必要があります。

なお、対応しなかった場合には、令和3年10月1日以降は免税販売を行うことができません。

(注) 令和2年4月1日から免税販売手続は電子化されていますが、経過措置として令和3年9月30日まで従来の書面による手続も可能です。

Q 2 免税販売手続の電子化に対応するためにはどのような準備が必要ですか？

免税販売手続の電子化に対応するためには次の準備が必要となります。

- ① 国税庁へ購入記録情報を送信するためのシステムの準備。
- ② 輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を作成し、事業者の納税地の所轄税務署長に提出。届出書は、e-Taxで提出可能です。

(注) 届出書は、①の送信方法を事前を選択してから提出してください。なお、届出書の提出後に所轄税務署長から通知される識別符号は、国税庁に送信する購入記録情報の項目の一つとなりますので、届出書は必ずご提出ください。また、識別符号の通知には、一定の時間を要しますので、届出書の提出は時間的余裕を持って行ってください。

国税庁ホームページ内の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出手続」(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/3108_41.htm)も併せてご確認ください。

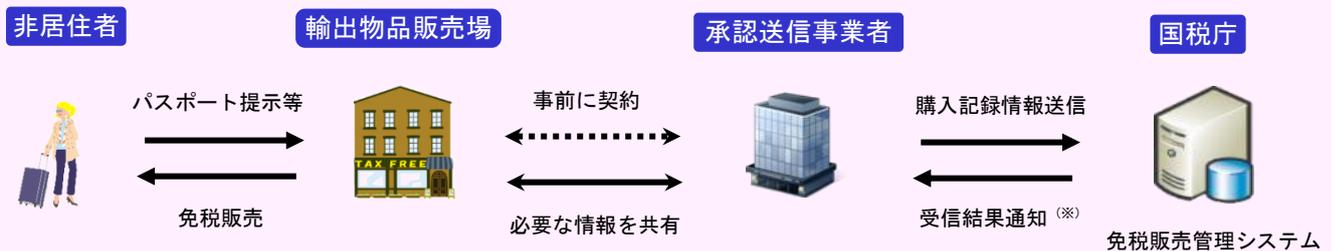
Q 3 国税庁へ購入記録情報を送信するためのシステムの準備とはどのようなものですか？

事業者におけるシステムの状況、送信環境、利用機器等を踏まえ、国税庁へ購入記録情報を送信する方法を決定します。送信方法は次の2種類の方法があります。

- ① 事業者自らがシステムを開発し、購入記録情報を国税庁の免税販売管理システムに直接送信する。



- ② 税務署長の承認を受けた承認送信事業者を介し、購入記録情報を国税庁の免税販売管理システムに送信する。



(※) 受信結果通知により、免税販売管理システムで購入記録情報が受け付けられたかどうかを確認できます。

《さらに詳しくお知りになりたい方へ》

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 内の「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>)をご確認ください。



《観光庁の消費税免税店サイト》

観光庁の免税店向けウェブサイト (<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>)では、電子化に対応した免税システム提供を予定する事業者の情報や電子化にもお使いいただける各府省庁等の補助金や融資に関する情報を掲載しております。

